

## 職務専念義務違反に関する件

通報内容	本件は、X校のA副校長が、Web会議の名目で頻繁に会議室を確保し、業務時間中に長時間離席しており、職務専念義務に違反している疑いがある旨指摘する通報である。
委員の対応・不対応の判断及びその理由	<p>1 前提事実</p> <p>所属から提出された調査報告書によると以下の事実が認められる。</p> <p>(1) Web会議について</p> <p>ア 各校の状況</p> <p>Web会議システムを利用することについて、利便性の観点などから教育委員会事務局は、その必要性を認めている。副校長が参加者となっているWeb会議もあり、電話での連絡が難しい場合に、Web会議システムを利用して所管課から学校管理職等に連絡をとることもある。</p> <p>イ X校の状況</p> <p>X校の2名の副校長が令和5年度及び6年度にWeb会議に参加した実績は、A副校長が参加した令和6年6月の1回に留まる。</p> <p>(2) A副校長の離席について</p> <p>ア 証言</p> <p>(ア) D職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間離席していると感じている。</li> <li>・学校用グループウェアの共有スケジュール表に予定の入力がなく、職員室にもいないため、所在不明で職員が探している場面をよく見る。</li> <li>・副校長2名が自席にいないことが多く、職員の業務に支障が生じているとの意見があり、その旨について、管理職も含めて職員全員に共有する年度の振り返り文書に反省事項として記載される予定がある。</li> </ul> <p>(イ) E職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間離席していると認識している。</li> <li>・A副校長の代わりに来客や電話対応をしなくてはならず、自身の業務に支障が出ている。</li> <li>・少なくとも学校用グループウェアでWeb会議との名目で小会議室を押さえている時間は席にいないと思う。</li> <li>・令和6年12月に、自身が小会議室を押さえて使おうとしたところ、A副校長の携帯電話やタブレット端末などの私物が散乱していた。学校用グループウェアで押さえている以上に、小会議室にいることが多いのではないかと感じた。</li> <li>・管理職に相談しても改善がみられないと考えており、我慢している。</li> </ul> <p>(ウ) C副校長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A副校長が出張でもなく離席していることはある。長時間かは不明である。</li> <li>・昼休み時間を過ぎてもそのまま席に戻らず不在にしていることはしばしばある。何かあれば携帯電話に連絡するよう言われており、気にしていなかった。</li> <li>・令和6年6～7月頃に、A副校長の長時間離席について、複数の職員を代表して1名の職員から話があった。その職員には「申し訳ない。」と伝え、B校長に報告したが、特段何か対応するといった話にはならなかつたので、そのままになっている。</li> </ul> <p>(エ) B校長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長室から職員室まで離れており、A副校長の長時間離席を直接は見ていない。</li> <li>・令和6年6～7月頃に、職員からA副校長の長時間離席について相談があったとC</li> </ul>

- 副校長から報告を受けた。
- ・C副校長に確認したが、A副校長の具体的な離席状況の話はなかったため、A副校長等に対して特段の聞き取りや指導は行わなかった。
  - ・A副校長も管理職であることを考えれば、服務のことなどは指導せずともわかっているだろうと考えた。

(オ) A副校長

- ・1人になって私的な考え方などをするために小会議室をWeb会議の名目で押させていた。
- ・週に1～2回は小会議室により、携帯電話やタブレット端末で個人的な調べものや動画視聴をしていたこともある。
- ・自分が小会議室を押させていた日時について、どこで何の業務をしていたかは記憶になく、特段の記録もない。
- ・長時間の離席について他者から指摘を受けたことは一度もなく、職務専念義務に抵触する可能性についてはこれまで考えたこともなかった。本件通報を受けて、初めて大きな問題だと気が付いた。

イ 教育委員会事務局の服務規程違反に関する追加調査

所属において、服務対応のため改めてA副校長に聞き取りを行ったところ、次の点が確認されたため、令和7年3月に懲戒処分が行われている。

- ・A副校長は、本件通報の調査に対して令和6年9月19日から10月30日の間、小会議室で私的な考え方などをしていたと回答したが、実際には自席又は会議室において個人の携帯電話や配布されたタブレット端末を用い、私的な目的でインターネットの閲覧をするなどしていた。
- ・会議室を利用した回数は、少なくとも14回にのぼり、1日につき4～5時間程度、合計60時間以上、インターネットの閲覧をしていた。
- ・加えて、会議室の私的利用は6月下旬に始まり12月まで、週に1、2回程度、勤務時間中に自席を離れ、同様の行為をしていた。

2 判断

(1) A副校長の勤務時間中のみだりな離席について

事実として認められ、職務専念義務に抵触するものと判断される。

- ➡ 上記1(2)イのとおり、A副校長は勤務時間中の離席等を具体的に認めるに至っており、これらの行為は、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）や横浜市立学校教職員服務規程第3条（服務の原則）第14条（勤務時間中の離席）に抵触するものと認められる。

なお、A副校長は本件通報に対する調査では「一人になって個人的な調べ物をするため」と答弁していたが、実際にはインターネットを私的に利用しており、公共施設を私的に利用しているだけではなく、虚偽の答弁で隠蔽しようとしたとも考えられ、この点においても、責任職として極めて不適切な行動であると言わざるを得ない。

(2) B校長及びC副校長の対応について

責任職として不適切な対応が認められた。

- ➡ B校長は、管理監督者であるにもかかわらず、A副校長の離席について「職員がC副校長に相談した」という事実を覚知しているながら、C副校長から具体的な離席状況の話がなかったことをもって事実確認を怠り、「A副校長も責任職なのだから、言われずとも服務についてはわかっているだろう」という一方的な思い込みにより、特段の注意指導を行わなかったとのことである。

また、C副校長も、職員からの相談の事実をB校長に報告するに留まり、B校長が特段の対応を行わなかったためそのままとなっていたと述べているが、責任職である以上、上司任せにすることなく、何らかの問題意識を持って自ら行動すべきであった。

問題解決に対する両名の消極的な態度は、E職員の「相談しても改善が見られない。リスクを冒すのもばかばかしいので我慢している」という言葉が表すように、本件は単にA副校長の服務に留まる問題ではなく、他職員へマイナスの影響がみられる。複数の職員の業務に支障を来していたのであれば、職員からの訴えがあったにもかかわらず看過し続けた両名の責任職としての責任は重いものと指摘せざるを得ない。

### 3 内部通報制度に対する教育委員会事務局の姿勢

本件通報は、令和6年11月に教育委員会事務局あてに調査指示を行い、同年12月には関係者へのヒアリングを終えている。

しかしながら、最終的な報告書の提出・確定は、令和7年9月まで掛かっており、所属調査報告書提出後の事務局からの照会事項の回答・対応に、数か月を要することもあった。

横浜市内には、505の市立学校があり、それぞれの学校における大小の事件に対して通報等があれば、その都度、それらに関わらざるを得ず、重要度の高い事件から優先的に人的資源が割かれるることはやむを得ない面がある。

その様な事情は斟酌するとしても、通報から本調査結果報告書の提出に至るまで約1年が経過していることをそのまま看過することは難しい。

また、教育委員会事務局は、本件通報及びその後の追加調査を基に、令和7年3月に懲戒処分を行っている。懲戒処分を行うには、相応の事実認定を行う必要があり、その内容は本件通報の調査結果にも転用することは可能であるのだから、令和7年4月以降すみやかに報告できたものと考えられる。にもかかわらず、前記のとおり、最終報告が懲戒処分からさらに6か月を要していることについては、通報者及び委員会に対して真摯に向き合う姿勢があったのか、疑問が生じざるを得ないところである。

今後、教育委員会事務局において、このように通報から調査結果まで長期間のやり取りが続くのであれば、教育委員会事務局コンプライアンス責任者に対しては、内部通報があった際に迅速に事実確認できる方法及び組織制度のあり方について、検討を求めたい。

### 4 まとめ

本件通報内容について、A副校長による頻回かつ私的な離席の事実が認められた。これは、地方公務員法第35条（職務に専念する義務）や横浜市立学校教職員服務規程第3条（服務の原則）第14条（勤務時間中の離席）に抵触するものである。

A副校長は、勤務時間中に自席又は会議室において、個人の携帯電話や配布されたタブレット端末を用い、私的目的でインターネットの閲覧を行っていた。副校長は、学校運営の中核を担い、教職員や生徒に対して模範となるべき存在であるにもかかわらず、服務規程への抵触だけでなく、聞き取りに対して隠蔽とも受け取れる答弁をしていたことは、職務や児童生徒に向けた誠意や責任感が著しく欠け、学校運営への信頼を損ねたと指摘せざるを得ない。

またB校長及びC副校長については、責任職としての管理監督責任を十分に果たしていたとは言い難い状況であった。

特に、B校長は、部下であるA副校長の職務専念義務等違反を看過し、他の職員の業務に支障を来していたことを考えると、当該校の円滑な職場運営を行えていたとは認め難く、管理監督責任を充分に果たしていたとは認められない。

C副校長についても、同僚であるA副校長の職務専念義務違反について、職員からの相談を受けていたが、積極的に解決に向けて行動しなかったことは、B校長とともに、学校の管理監督責任を負う副校長として十分な責任を果たしていたとは言い難い。

委員会としては、所属において、今後本件と同様の学校運営への信頼が損なわれるような

	責任職による不適切な行為がないよう、A副校長、C副校長並びにB校長への強い指導と市立学校全体に対する注意喚起を行い、今後の改善に向けて前向きに取り組んでいただくことを求め、対応を終了する。
本市の対応	<p>内部通報調査結果を受けて、教育委員会で追加のヒアリングを実施したところ、A副校長の行為に対し、職務専念義務違反が確認できたため、懲戒処分を行った。監督者であるB校長も文書訓戒を行い、再発防止に向けて指導した。</p> <p>学校における不祥事防止に向けた研修資料の充実、風通しの良い職場づくりのための管理職への研修などを進めていく。当該校では校長を中心に、風通しの良い職場づくりに向けて管理職を含めた職員間のコミュニケーションの活発化に努めていく。</p>